

議員提出議案第5号

紙の保険証の発行継続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年(2024年)9月20日

提出者 八王子市議会議員 望月翔平

賛成者 八王子市議会議員 綿林夕夏

同 森喜彦

同 市川克宏

同 石井宏和

同 鈴木勇次

八王子市議会議長

鈴木玲央 殿

## 紙の保険証の発行継続を求める意見書

政府は、改正マイナンバー法の成立を受けて、2024年12月2日をもって従来の紙の保険証について新規発行を停止する方針としている。マイナ保険証を持っていない被保険者に対しては保険証に代わる資格確認書を交付するとしているが、期間は「当面の間」とされており、今後の方針は国から示されていない。本市を含め申請によらず自動的に資格確認書を交付する自治体もあるが、一部では申請に基づき資格確認書を交付するとしている自治体もある。様々な事情から申請ができない方もおり、手元に保険証が届かないなど実質的に保険診療が受けられない方が発生することも懸念される。

また、マイナンバーカードの取得は任意であるにもかかわらず、紙の保険証や資格確認書での医療費負担がマイナ保険証利用者より高いことなど実質強制するような動きも出ている。資格確認書の交付について政府の方針が二転三転していることでの混乱や医療機関等での事務負担の増加も指摘されており、実際に今回のマイナ保険証への対応ができず閉院を決定した医療機関も出ている。

マイナンバー情報のひもづけ間違いにより全国の医療機関でトラブルが発生したことを受け、政府はマイナンバー情報の総点検を実施したが、総点検後もトラブルの報告が全国の医療機関で発生している。マイナ保険証を登録していない方だけでなく、マイナ保険証でのトラブルが発生した際には多くの医療機関で従来の紙の保険証を確認して対応している現状を鑑みても、この状態で紙の保険証の新規発行を一律に停止しマイナ保険証への一体化を進めることは強引である。安心して保険診療を受け続けられるようにするためにも、引き続き紙の保険証の発行が必要である。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、下記について強く要望する。

### 記

1. 2024年12月2日以降も紙の保険証の新規発行を継続し、引き続き医療機関等で利用できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年(2024年)9月20日

議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
デジタル大臣

} あて